

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成23年3月3日（木）

社会・援護局総務課

目 次

頁

(重点事項)

1	地域生活定着支援事業の推進について	1
2	ひきこもり対策推進事業の推進について	7
3	災害対策等について	12

(連絡事項)

1	社会福祉事業功労者に対する厚生労働大臣表彰について	25
2	共同募金運動について	25
3	全国福祉事務所長会議について	25

(参考資料)

1	平成23年度予算案の概要	27
2	平成23年度社会・援護局関係主要行事予定〈社会関係〉	32
3	災害救助法の概要	33
4	災害救助法適用基準	34
5	福祉避難所の指定状況について	35
6	平成22年度災害救助法適用状況	36

重点事項

1 地域生活定着支援事業の推進について

(1) 事業の趣旨及び概要

- 矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）退所者のうち、高齢又は障害を有する人については、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、過去に必要とする福祉サービス等を受けてきていない人が少なくなく、親族等の受入先を得られないまま矯正施設を退所する高齢者、障害者も数多く存在することが明らかになっている。
- このため、平成21年度から、「地域生活定着支援事業」を実施し、矯正施設に入所中の段階から、福祉サービス等につなげる支援を実施する「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備している。
- 本センターは、①矯正施設の入所者を対象として、受入先となる社会福祉施設等のあっせんや福祉サービスの申請支援等を行うコーディネート業務、②上記のあっせんにより矯正施設退所者を受け入れた施設等に対して、処遇上の助言等を行うフォローアップ業務、③矯正施設から退所した人の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う相談支援業務を行うことを事業としている。

(2) 「地域生活定着支援センター」の整備状況

- 平成23年2月末時点において、47都道府県のうち、38道府県において、センターが設置されている。

(センター設置済みの自治体)

北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

- 矯正施設所在地及び矯正施設退所者の帰住地は、全国に分布するため、本センターが、その役割を果たすためには、全都道府県に設置し、全国的なネットワークを築き、対応する必要がある。現在未設置の都県におかれては、平成23年度中の設置に努められたい。
- また、本センターが矯正施設退所者に対して円滑かつ効果的な支援を行うためには、矯正施設、保護観察所はもとより、社会福祉施設、市町村、福祉事務所等、地域の関係機関・団体の理解と協力を得て、緊密に連携する必要がある。センターを設置した自治体におかれては、事業の広報啓発やセンターのネットワークの構築等についても、御配意いただきたい。

(3) 補助金の交付額

本事業は、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」のメニュー事業の一つとして実施する。

ア 補助基準額

センター1か所当たり、1700万円以内を基本とする。

イ 補助率

10/10

(参考1)

地域生活定着支援事業実施要領

1 目的

本事業は、高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院を指す。）退所予定者について、本人が矯正施設入所中から退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進める地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）を都道府県に設置することにより、司法と福祉が連携して、矯正施設退所者の社会復帰を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

ア 設置か所数

センターは、保護観察所、矯正施設所在地を配慮し、原則として都道府県に各1か所とする。

イ 名称

センターの名称は、「地域生活定着支援センター」とする。

なお、やむを得ず他の名称を使う場合については、その名称の中に「地域生活定着支援センター」の文字を含むこととする。

(2) センターの事業内容

センターは、各都道府県の保護観察所と連携して、①退所後に必要な福祉サービス等ニーズの把握、帰住予定地のセンターとの連絡等の事前調整を行う、矯正施設所在地において果たす役割と、②退所予定者の福祉サービス等利用の受入調整を行う帰住予定地において果たす役割の2つの役割を併せ持つものとし、次の事業を行う。

ア 保護観察所からの依頼を受けて、保護観察所と共に矯正施設内で対象者と面接し、退所後に必要となる福祉サービス等の聞き取りを行う。

イ 帰住予定地が対象者の矯正施設と同一の都道府県内である場合は、必要となる福祉サービス等（※）の申請の事前準備を支援するとともに、地域における

福祉のネットワークと連携し、グループホーム、ケアホームや社会福祉施設など退所後の受入先を探す。

なお、他の都道府県のセンターから当該都道府県内に帰住予定の対象者がいる旨の連絡が入った場合も同様とする。

ウ 帰住予定地が他の都道府県である場合は、当該他の都道府県のセンターに連絡し、対応を依頼する。

エ 保護観察所からの依頼に基づき、対象者が退所した後に円滑に福祉サービス等を受けられるようにするための調整に関する計画(福祉サービス等調整計画)を作成し、保護観察所に提出する。

オ センター、保護観察所、受入先となる関係機関等による連絡協議会等において、情報交換、対象者の退所後の生活についての検討を行うなど、恒常的な連携が確保できるよう努める。

カ 情報発信

センターは、本事業について、地域住民の理解が得られるよう普及啓発に努める。

(※) 主な福祉サービス等

[高齢者]

老齢年金等、生活福祉資金、介護保険制度、医療保険制度 等

[障害者]

障害年金等、生活福祉資金、障害者手帳、障害保健福祉制度、医療保険制度 等

(3) 実施体制

ア 職員の配置

センターの職員は4名の配置を基本とし、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員を1名以上配置する。

イ センターの開所日

原則、週5日以上、1日8時間、週40時間の開所を目安とする。

4 対象者

(1) 高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者。

(2) 入所中にセンターが相談に応じた矯正施設退所者等で、センターが福祉的な支援を必要とすると認めるもの。

5 実施上の留意事項

秘密の保持(利用者の個人情報の取扱)

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。特に利用者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の了承を得ておくものとする。

また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者とは十分相談の上、情報を取り扱うこと。

(参考2) 関連通知

- 刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について（平成21年4月1日付法務省保観第206号、社援発第0401019号）
- 「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」について（平成21年5月27日付社援総発第0527001号）

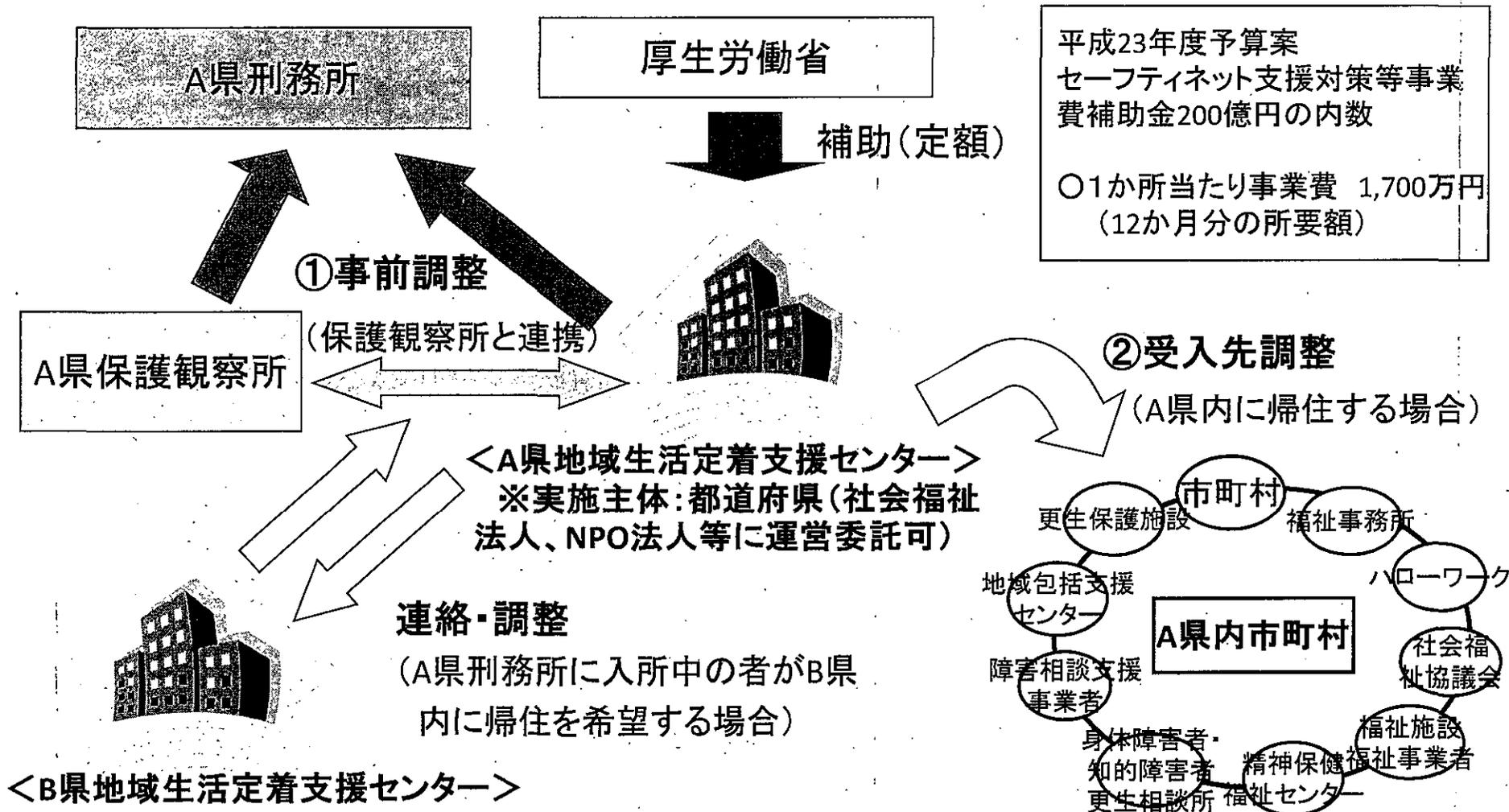
(参考3) 政府の対応

- 「経済財政改革の基本方針2008」（骨太2008）
「再犯防止の観点から、地域社会・民間企業の協力や社会福祉との連携等を図りつつ、矯正施設及び社会内における処遇の充実や出所者等の社会復帰支援を効率的に実施する。」
- 「刑務所出所者等の社会復帰支援（中間まとめ）」（刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議（平成20年9月10日））
「刑務所等と、自治体、社会福祉法人等の実施する福祉サービスをつなぐための新たな仕組みを構築」
- 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（犯罪対策閣僚会議（平成20年12月22日））
「高齢・障害等により、自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター（仮称）」を都道府県の圏域ごとに1か所設置し、各都道府県の保護観察所と協働して、社会復帰を支援する。」

地域生活定着支援センターの概要

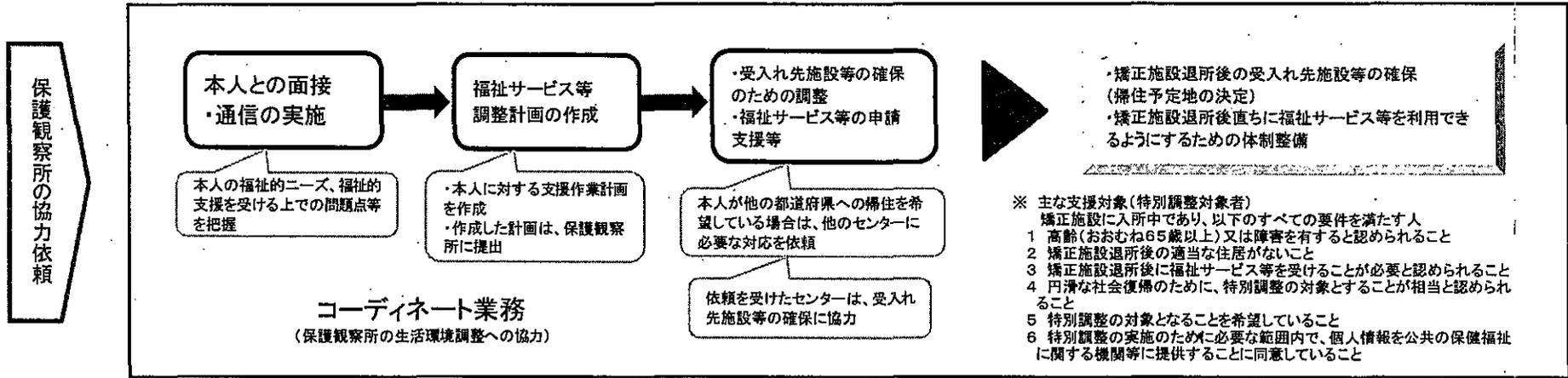
矯正施設退所後直ちに福祉サービス(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるため、**地域生活定着支援センター**を、各都道府県に設置する。

地域生活定着支援センターは、保護観察所と連携して、①退所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地の地域生活定着支援センターとの連絡等の事前調整を行う役割(矯正施設所在地において果たす役割)と、②退所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行う役割(帰住予定地において果たす役割)の2つの役割を併せ持つ。

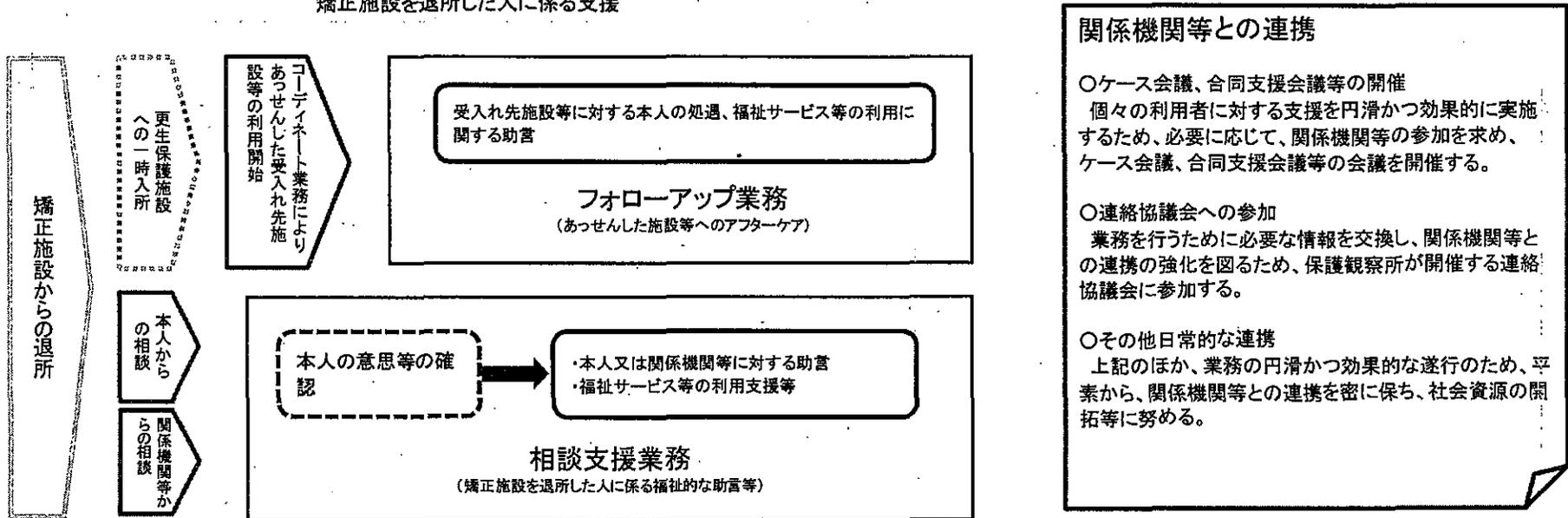


地域生活定着支援センターの事業の概要

矯正施設に入所中の人に対する支援



矯正施設を退所した人に係る支援



2 ひきこもり対策推進事業の推進について

(1) 事業の趣旨及び概要

- ひきこもり施策に係る新たな取組として、平成21年度から、「ひきこもり対策推進事業」を実施し、ひきこもりに特化した専門相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」を各都道府県・指定都市に整備している。
- 本センターは、ひきこもり状態にある本人や家族が、地域の中でまずどこに相談したらよいかを明確にすることによって、より支援に結びつきやすくすることを目的としたものであり、本センターに配置される「ひきこもり支援コーディネーター」を中心に、電話・来所・訪問等による相談に応じるとともに、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策に関する情報を広く提供する役割を担うものである。

(2) 「ひきこもり地域支援センター」の整備状況

- 平成23年2月末時点において、全国の都道府県・指定都市のうち、28の自治体において、「ひきこもり地域支援センター」が設置されている。また、このほか独自のひきこもり専用の相談窓口を設置している自治体もある。

(センター設置済みの自治体)

北海道、岩手県、山形県、東京都、神奈川県、石川県、長野県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、山口県、徳島県、高知県、福岡県、大分県、鹿児島県、横浜市、浜松市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市

- ひきこもり対策の充実を図るためには、ひきこもりに特化した相談窓口が必要であると考えており、窓口を設置していない自治体におかれては、本事業を活用し、本センターを整備することについて、積極的な御検討・御協力をお願いしたい。

(3) アウトリーチの充実について

- 平成22年5月に公表された「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」において、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援が有効な支援法とされたことから、平成23年度予算(案)において、アウトリーチの充実のため、事業費を増額することとしたので、積極的な訪問支援の実施について、御配意願いたい。

(4) 補助金の交付額

本事業は、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」のメニュー事業の一つとして実施する(ひきこもり対策担当部局が別部局の場合は、本件の周知等についてお願いしたい)。

ア 補助基準額(調整中)

- ・ 児童期又は成人期のセンター1か所当たり、1000万円以内(補助額500万円以内)を基本とする。
- ・ 児童期・成人期を兼ねるセンターについては、ひきこもり支援コーディネーターを4名以上(専門職2名以上)配置する場合は、2000万円以内(補助額1000万円以内)とする。ひきこもり支援コーディネーターを2名以上4名未満で実施する場合は、1000万円以内(補助額500万円以内)。

※ 平成23年度において、専門職1名分の経費を増額。

イ 補助率
1/2

(5) その他

「ひきこもり地域支援センター」の職員等による相談業務に資することを目的として、ひきこもりに関する相談支援対応の事例集を作成中である。

おって、各都道府県・指定都市のひきこもり対策担当課あてに送付することとしている。

(参考1)

ひきこもり対策推進事業実施要領

1 目的

本事業は、ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもり本人や家族等を支援することにより、ひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

ア 設置か所数

センターは、都道府県及び指定都市に原則各2か所設置し、児童期・成人期に応じた適切な相談等の支援が行える体制を整備する。

なお、か所数は、児童期1か所、成人期1か所の計2か所を基本とするが、地域の実情に応じて、1のセンターで児童期・成人期を兼ねることは差し支えない。

イ 名称

センターの名称は、「ひきこもり地域支援センター」とするなど、ひきこもり対策の実施機関であることがわかるものとする。

(2) センターの事業内容

ア ひきこもり本人又は家族等（以下「対象者」という）からの相談

対象者からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援を行うものとする。

また、対象者の相談内容等に応じて、医療・保健・福祉・教育・労働等の適切な関係機関へつなぎ、当該機関と情報交換を行うなど、対象者の支援の状況把握に努めるとともに、適切な支援方法について検討を行うものとする。

イ 連絡協議会の設置

対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、医療・保

健・福祉・教育・労働等の関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携が確保できるよう努める。

なお、関係機関からなる既存の連絡協議会等を活用することは差し支えない。

ウ 情報発信

リーフレットの作成等により、ひきこもりに関する普及啓発を図るとともに、センター利用及び地域の関係機関・関係事業に係る広報・周知を行うなど、ひきこもり対策に係る情報発信に努める。

エ その他のひきこもり対策推進事業

上記アからウまでの事業以外でひきこもり対策の推進を目的とした事業を実施する。

(3) 実施体制

ア ひきこもり支援コーディネーターの配置

センター1か所当たり、原則、ひきこもり支援コーディネーターを2名以上配置するものとし、このうち専門職を1名以上配置するものとする。専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者とする。ただし、これによりがたい場合はこれらと同等に相談等業務を行うことのできる者とする。

イ センターの開所日

原則、週5日以上、1日8時間、週40時間を目安として開所することとし、相談等ができる体制をとる。

4 対象者

(1) 児童期の「センター」の対象者

原則、ひきこもり本人が18歳未満の対象者とする。

(2) 成人期の「センター」の対象者

原則、ひきこもり本人が18歳以上の対象者とする。

5 実施上の留意事項

(1) 秘密の保持（利用者の個人情報の取扱）

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。特に利用者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の了承を得ておくものとする。

また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者とは十分相談の上、情報を取り扱うこと。

(2) センター間の連携

児童期のセンター及び成人期のセンターの間の連携についても、利用者の継続的な事業利用が円滑に行われるよう特に留意すること。

(参考2)

「子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）」（平成22年4月施行）は、教育、福祉、雇用など各関連分野にわたる施策を総合的に推進するとともに、ニート、ひきこもりといった困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図る内容としている。本事業の「ひきこもり地域支援センター」は、その地域ネットワークを構成する機関とされている。

(参考3)

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」

厚生労働科学研究「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」(研究代表者 齊藤万比古)

ひきこもり地域支援センターの概要

課題

- ①ひきこもり本人や家族が十分に相談できずにいるのではないか。
- ②関係機関のネットワークが十分に形成されていないのではないか。
- ③本人や家族にひきこもり施策等の情報が届いていないのではないか。



各都道府県・指定都市に、ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を整備。

○「ひきこもり支援コーディネーター(社会福祉士、精神保健福祉士等)」を置き、次の事業を行う。

①第1次相談窓口

ひきこもり本人、家族等からの電話・来所・訪問等による相談に応じるとともに、対象者の状態に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげる。また、家族等からの要請等により、巡回訪問などアウトリーチの拡大を図る。

②他の関係機関との連携

対象者の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携を図る。

③情報発信

リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。

ひきこもり地域支援センターの概念図

